

# 幼児教育・保育 無償化のご案内



令和元年10月から、3歳児から5歳児までと、非課税世帯の0歳児から2歳児までの幼児教育・保育が無償化されます。

無償化の目的は、急速な少子化の進行への総合的な対策と生涯にわたる人格形成を培う幼児教育の機会を保障するために子育て世代の負担軽減を図ることです。このパンフレットでは、「幼児教育・保育無償化」の内容を詳しく説明します。

## お問い合わせ先

保育園・認可外保育園等について	幼稚園・預かり保育について
子ども未来課 保育係 ☎048-433-7758	学校教育課 学務係 ☎048-433-7728

蕨市

# 1.無償化の範囲

幼児教育・保育の無償化の対象や条件については、以下のとおりです。

※ ● 歳児という表記については、いわゆるクラスを指します。クラスは毎年4月1日現在の満年齢によります。

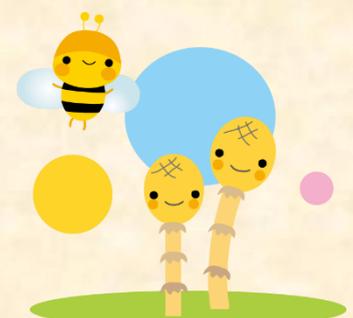
※給食費（免除者を除く。）や教材費、行事費、バス送迎費等は無償化の対象となりません。

対象者	対象施設・事業			無償化となる範囲
3歳児～5歳児 保育の必要性の認定を受けた家庭の子ども	認可保育園等※1	認定こども園（2号認定）		無償
	認定こども園（1号認定）			無償
	幼稚園			25,700円／月まで無償
	幼稚園の預かり保育			11,300円／月まで無償
	認可外保育施設	ベビーシッター	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポーター・センター事業	合計 37,000円／月まで無償（複数利用可）
	就学前の障害児発達支援（認可保育園、幼稚園等との併用可）			無償
3歳児～5歳児 上記以外の子ども	認可保育園	認定こども園（2号認定）		利用不可
	認定こども園（1号認定）			無償
	幼稚園			25,700円／月まで無償
	幼稚園の預かり保育			無償化対象外
	認可外保育施設	ベビーシッター	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポーター・センター事業	無償化対象外
	就学前の障害児発達支援（認可保育園、幼稚園等との併用可）			無償
0歳児～2歳児 非課税世帯※2	認可保育園等※1	認定こども園（2号認定）		無償
0歳児～2歳児 非課税世帯※2 保育の必要性の認定を受けた家庭の子ども	認可外保育施設	ベビーシッター	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポーター・センター事業	合計 42,000円／月まで無償（複数利用可）
	満3歳児 ※3	幼稚園		25,700円／月まで無償
		幼稚園の預かり保育		16,300円／月まで無償

※1 認可保育園等とは、認可保育園および地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）をいいます。

※2 非課税世帯とは、市町村民税が非課税である世帯をいいます。

※3 3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に幼稚園に入園した子ども



## 2.認定について

すでに認可保育園や小規模保育園等を利用している場合は、「教育・保育給付認定（旧支給認定）」を受けていますので、新たに申請する必要はありません。新制度に未移行の幼稚園や、認可外保育園等を利用している人は、新たに「施設等利用給付認定」の申請が必要です。

### ○教育・保育給付認定

認定区分	対象者	対象施設
1号	満3歳児（※3）～5歳児	認定こども園（教育部分）、新制度幼稚園等
2号	保育の必要性のある3歳児～5歳児	保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育園等
3号	保育の必要性のある0歳児～2歳児	

申請の必要なし

### ○施設等利用給付認定

認定区分	対象者	対象施設・事業
新1号	満3歳児～5歳児	新制度未移行幼稚園等
新2号	保育の必要性のある3歳児～5歳児	幼稚園 + 預かり保育
新3号	保育の必要性のある非課税世帯の満3歳児	
新2号	保育の必要性のある3歳児～5歳児	認可外保育園、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号	保育の必要性のある非課税世帯の0歳児～2歳児	

申請の必要あり

## 3.保育の必要性について

教育・保育給付認定の2号・3号、または施設等利用給付認定の新2号・新3号を受けるためには、市町村が保育の必要性を確認する必要があります。「保育の必要性」とは、以下の事由により家庭で保育ができない状況をいいます。

### ○保育の必要性の事由

- ① **就労** 月64時間以上労働することを常態とすること ※月は4週間で計算します。
- ② **出産** 出産予定日の前6週から出産後8週であること
- ③ **病気・障害** 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有すること
- ④ **看護・介護** 同居の親族（長期入院中の親族を含む）を常時看護又は介護していること
- ⑤ **災害** 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑥ **求職** 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑦ **就学** 学校教育法に規定する学校等又は職業訓練校に在学していること
- ⑧ **虐待・DV** 虐待やDVのおそれがあると判断される場合
- ⑨ **その他** ①～⑧に類する状態にあり、児童を保育することができないと市長が認めたもの

## 4.認可保育園等を利用している人

教育・保育給付認定の対象となる児童の保育料は以下のとおりとなります。また、複数の児童が教育・保育給付認定の対象施設を利用している場合等は、保育料の負担軽減があります。

### ○無償化による保育料の変更について（蕨市民の場合）

在園児童の数	子どもの年齢	保育料・無償化前	保育料・無償化後
1人目	3歳児～5歳児	全額	無償
	0歳児～2歳児		全額
2人目	3歳児～5歳児	無償 ★	無償
	0歳児～2歳児 (1人目が3歳児～5歳児の場合)	無償 ★	半額 ※上限額 15,000円 ★
	0歳児～2歳児 (1人目が0歳児～2歳児の場合)	無償 ★	無償 ★
3人目	全年齢	無償	無償

※上記★印は、蕨市独自の保育料負担軽減です。

※保育料の設定は市区町村によって異なります。

### ○上記以外の保育料負担軽減

保育園に通っている1人目の状況	保育料
新制度未移行幼稚園に通っている児童がいる場合	半額
0歳児～2歳児のうち、その属する世帯において第3子以降となる児童の場合 ※申請が必要です。	無償

### ○給食費について

3歳児～5歳児の給食費は、これまで主食費（ごはん・パン・麺など）は実費徴収でしたが、副食費（おかず・おやつ・飲み物など）は保育料に含まれていました。無償化後は、副食費も実費徴収となります。主食費・副食費の金額は、各保育園によって異なります。

給食費内訳	3歳児～5歳児		0歳児～2歳児	
	無償化前	無償化後	無償化前	無償化後
主食費（ごはん・パン・麺等）	実費	実費	保育料に含む	
副食費（おかず・おやつ等）	保育料に含む			

※年収360万円未満相当世帯の児童及び未就学児のうち第3子以降の児童は、副食費が免除されます。対象者には、市から個別に通知します。

※小規模保育園に在園する3歳児も同様です。



## ○蕨市保育料一覧表

階層	定義		1人月額（円）		3歳児 ～5歳児
			0歳児～2歳児		
			保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等		0	0	0
B1	A階層以外の市町村民税非課税世帯		0	0	0
B2	市町村民税の均等割のみ 課税される世帯	ひとり親世帯等	0	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	7,200	7,080	0
C1	A階層及びB階層を除き 市町村民税所得割額が次 の区分に該当する世帯	10,000円未満	8,020	7,890	0
C2		10,000円以上 48,600円未満	9,120	8,970	0
C3		48,600円以上 50,400円未満	10,270	10,100	0
C4		50,400円以上 57,600円未満	12,070	11,870	0
C5		57,600円以上 66,600円未満	14,520	14,280	0
C6		66,600円以上 84,600円未満	19,570	19,240	0
C7		84,600円以上 102,600円未満	25,870	25,440	0
C8		102,600円以上 121,100円未満	32,500	31,950	0
C9		121,100円以上 139,100円未満	40,000	39,320	0
C10		139,100円以上 169,400円未満	44,000	43,260	0
C11		169,400円以上 175,100円未満	49,000	48,170	0
C12		175,100円以上 193,100円未満	53,300	52,400	0
C13		193,100円以上 229,100円未満	53,800	52,890	0
C14		229,100円以上 268,100円未満	54,900	53,970	0
C15		268,100円以上 298,100円未満	56,010	55,060	0
C16		298,100円以上 328,100円未満	56,430	55,480	0
C17		328,100円以上	56,870	55,910	0

※階層の認定については、同一世帯で生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）全ての市町村民税課税額の合計により行います。

※保育料は、4月～8月までは前年度の市町村民税額で算定し、9月～3月までは現年度の市町村民税額で算定します。

※年収360万未満世帯は、3ページの保育料負担軽減の記載に関わらず、保育料が無償または半額になる場合があります。詳しくは子ども未来課保育係までお問い合わせください。

## 5.幼稚園等を利用している人

無償化により、幼稚園等（認定こども園教育部分を含む）の満3歳児～5歳児の入園料・保育料が25,700円/月まで無償になります。さらに、保育の必要性の認定を受けた家庭の子どもについては、自園で行う預かり保育等の利用料も無償化の対象となります。いずれも無償化対象となるには、施設等利用給付認定（新1号～新3号）を新たに受ける必要があります。**（要申請）**

### ○無償化による保育料の変更について

子どもの年齢	認定	無償化前	無償化後	
			入園料・保育料	預かり保育料等
満3歳児～5歳児	新1号	園が定めた入園料・保育料を支払い、私立幼稚園等就園奨励費または幼稚園児補助金等の支給を受ける	25,700円/月まで無償	無償化対象外
保育の必要性のある3歳児～5歳児	新2号			11,300円/月まで無償
保育の必要性のある満3歳児	新3号			16,300円/月まで無償

※新制度幼稚園や認定こども園教育部分に在園する子どもは、すでに「教育・保育給付認定」を受けているので、新1号を新たに申請する必要はありません。

※保育料は、原則、現物給付（市が施設に支払うことで保護者が一旦支払う必要がなくなる。）となります。

※満3歳児とは、3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に幼稚園に入園した子どもをいいますが、プレ保育とは異なります。すべての幼稚園が実施しているものではありません。

※入園料が対象となるのは、入園年度のみとなります。入園料を在園月数で割り、1月あたりの入園料金とします。

※教材費や行事費、バス送迎費等は無償化の対象となりません。

### ○預かり保育料の無償化 **要申請**

保育の必要性の認定を受けた場合、自園で行う預かり保育等の利用料も無償となります。預かり保育料は各施設によって異なりますが、「450円×利用日数」で計算します。支給方法は、原則、償還払い（一旦保護者が費用を支払い、後から給付を受ける。）となります。

預かり保育	保育の必要性がある場合 11,300円/月まで無償 (満3歳児は16,300円/月)	認可外保育施設等 対象施設等はP7参照	十分な預かり保育が提供されない施設の場合  1日8時間未満または年間200日未満
幼稚園保育料	25,700円/月まで無償	預かり保育	
		幼稚園保育料	認可外保育施設等の利用も併せて無償化の対象となります。複数利用の場合も上限額は左記のとおりです。

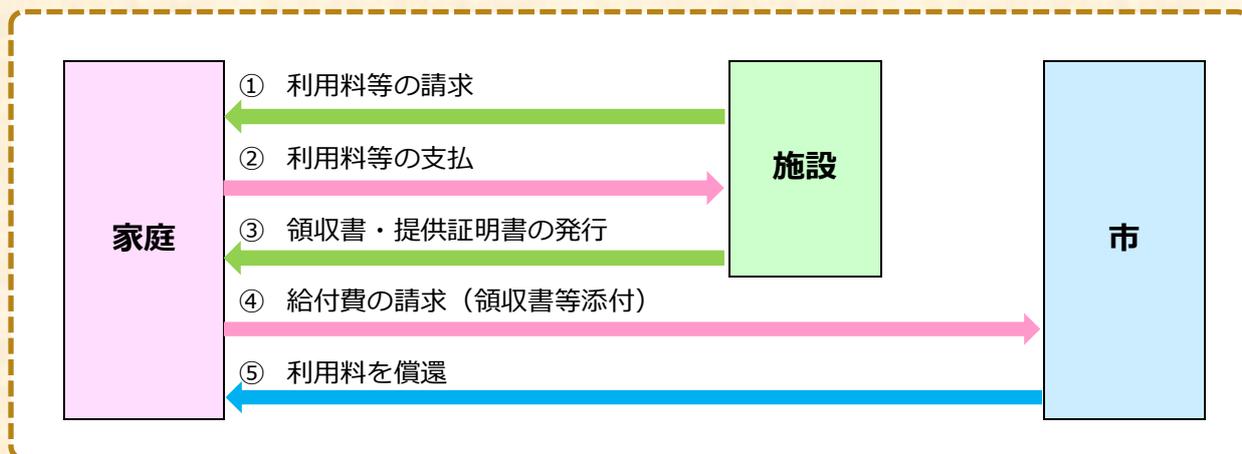
○副食費の無償化（対象者のみ） **要申請**

給食費は、これまでどおり施設にお支払いいただきますが、年収 360 万円未満相当世帯及び小学校第 3 学年修了前の児童のうち第 3 子以降は、副食費が無償となります。支給方法は、原則、償還払い（一旦保護者が費用を支払い、後から給付を受ける。）となります。

給食費内訳	無償化前	無償化後
主食費（ごはん・パン・麺等）	実費	実費
副食費（おかず・おやつ等）	実費	実費 ただし、年収 360 万円未満相当世帯及び小学校第 3 学年修了前の児童のうち第 3 子以降は無償



償還払いの手続き方法（イメージ）



お問い合わせ先
幼稚園・預かり保育について
学校教育課 学務係 ☎048-433-7728

## 6.認可外保育施設等を利用している人

**要申請**

認可外保育施設等を利用している人のうち、施設等利用給付認定の申請で「保育の必要性」が認められる世帯については、無償化の対象となります。複数の認可外保育施設等の利用は可能ですが、認可保育園等と認可外保育施設等の併用は無償化の対象となりませんのでご注意ください。

### ○認可外保育施設等の利用料の無償化

子どもの年齢	無償化前	無償化後
3歳児～5歳児	対象外	合計 37,000 円／月まで無償 (複数利用可)
0歳児～2歳児 市町村民税非課税世帯		合計 42,000 円／月まで無償 (複数利用可)

### ◎対象となる施設・事業

- ・認可外保育園
- ・ベビーシッター
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業



※各施設・事業については、施設がある市町村からの確認を受けている必要があります。

### ○償還払いの方法

利用料等を支払い、施設等から領収書と保育の提供証明書（ファミリー・サポート・センターの場合は活動報告書）を発行してもらいます。支給方法は、償還払い（一旦保護者が費用を支払い、後から給付を受ける。）となります。請求は、1月ごとに行ってください。請求の効力は2年となります。

#### お問い合わせ先

保育園・認可外保育園等について

子ども未来課 保育係 ☎048-433-7758